

■ 令和5年度 第2回新潟市環境影響評価審査会 会議録

日 時：令和5年11月27日（月）午後2時～午後3時

会 場：新潟市役所本館 6階 講堂3

出席委員：松岡会長、五十嵐委員、石崎委員、及川委員、岡田委員、佐藤根委員、藤堂委員、
中平委員、橋本委員、和田委員 （以上10名）

傍 聴 者：1名

報 道：1名

（司 会）

それでは、ただ今から、令和5年度第2回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

わたくし、本日の司会進行を務めさせていただきます、新潟市環境対策課の小池と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに本日の出席状況ですが、委員15名のうち6名の委員の皆さまが会場で、4名の委員の方がウェブでご参加ということで、委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことを報告させていただきます。

ウェブでご出席の皆さまに連絡です。ご発言の時以外はマイクをオフをお願いいたします。また、質疑応答の際にZoomの挙手機能等ですと、ご発言の意向が分かりにくいいため、どうぞご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。会場でご出席の皆さまにつきましては、ご発言の際はマイクをご使用下さい。

なお、会議録作成のため、本会議は録音をさせていただいておりますのでご了承下さい。

それでは、はじめに環境対策課長の田辺からごあいさつを申し上げます。

（環境対策課長）

皆さん、こんにちは。新潟市環境対策課の田辺です。

日頃より本市の環境行政の推進にあたりまして、ご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

また、本日はお忙しい中、令和5年度第2回の審査会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

前回第1回の審査会においては、新潟市亀田清掃センターの更新事業の準備書について、委員の皆さまからさまざまなご意見を頂戴いたしました。

その後、いただいたご意見をもとに、事務局において答申書の素案という形で整理させて

いただきましたので、ご確認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

(司 会)

机上に配布しております参考資料にも記載をしておりますが、本日の審査会は新潟市新焼却施設整備、亀田清掃センターの更新事業に係る環境影響評価準備書の2回目の審査会になります。

本日の審査会で取りまとめていただく答申書をもとに市長意見を作成しまして、12月下旬には事業者へ通知をする予定であります。

それでは、さっそく議事に入りますので、以降の進行は、松岡会長にお願いいたします。

(会 長)

時間も限られておりますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、次第2「環境影響評価準備書に対する答申書素案について」、事務局からの説明の前に、事前にお知らせもありましたとおり、準備書の修正について事業者側より説明をお願いいたします。

(事業者)

準備書の修正内容の説明に先立ちまして、一言お詫び申し上げます。

委員の皆さまにはすでに修正に係る資料をご案内させていただいたところですが、この度、準備書として取りまとめた内容の一部、温室効果ガスの影響に関する部分に誤りがございました。本件については委託業者及び市の確認不足が原因となっております。大変申し訳ありませんでした。

それでは、修正があった点について説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに7-318ページの表7.11.1(1)でございます。黄色い網掛けが修正した箇所となっております。同表と7-319ページの表7.11.1(2)につきましては、建設機械について、古い諸元値を用いた部分がございますので、修正したものでございます。

なお、各諸元値を修正したあとも予測結果は変わりませんでしたので、7-320ページの表7.11.4温室効果ガス排出量の変更はありませんでした。

続きまして7-322ページでございます。表7.11.7における合成繊維焼却量について、他事例を参考に紙・繊維類の組成割合を用いて算出していたところでございますが、表の下のほうに記載のある「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の算出式に基づくことが適正と考えまして、今回、繊維類の組成割合にて算出を修正したものでございます。

次に7-323ページでございます。表7.11.10については、単位の誤りがございましたので修正したものでございます。

下の表 7.11.11 につきましては、メタンおよび一酸化二窒素において、古い係数を用いていたため修正したものでございます。

以上の各諸元の修正によりまして、7-325 ページの表 7.11.12 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の予測結果が変わっております。

次に、同ページの表 7.11.13 については、灯油と重油に係る排出量算定にあたって、単位をリットルからキロリットルに変換せずに算定していたため、過大な数値となっていたことから、再計算をして修正しております。

次に、7-326 ページの表 7.11.14 及び表 7.11.15 については、引用資料の修正を行っております。

最後に 7-327 ページの表 7.11.16 と、7-329 ページの表 7.11.19 では、ここまでの修正の反映により、温室効果ガス総排出量の予測結果を修正しております。

7-329 ページの表 7.11.19 のとおり、4 施設体制では 82,077 トン、2 施設体制では 61,666 トン、その差は 20,411 トンとの予測結果となっております。修正前と比べまして、削減量は半分以下に減少となりましたが、稼働による排出量が約 20 分の 1 と大幅に減少しております。このため、削減率は向上するという結果となり、約 4 パーセントから、約 25 パーセントに向上するという結果となっております。

修正点の説明は以上となります。

なお、今回の事態を受けまして、他の項目につきましても再確認を行い、誤りは認められませんでした。しかしながら、環境影響評価図書の記載内容の誤りについては、予測結果等の信頼性に関わるものであって、本来あってはならないものと認識しております。改めておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関するご質問は、後ほどまとめてお願いしたいと思っております。

本日は審査会として、答申を取りまとめていただく作業になりますので、続けて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは説明に入らせていただきます。

前回 9 月の審査会のあと、本準備書に対するご意見等を照会させていただきました。委員の皆さまにはたくさんのご意見・ご質問いただきまして、ありがとうございました。

大変恐縮ではありますが、事務局で改めて整理させていただき、資料 2 に意見、資料 3 にその他意見・ご質問といった形で取りまとめております。こちらの資料につきましては、事

前に送付させていただいておりますので、ご確認いただいていたかと存じます。

本日の審査会では、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは資料2と資料4を使いまして、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。いただきました意見に対する、事業者および事務局の「見解・対応」、「事務局の意見等の取扱いについて」という形で表に取りまとめております。

いちばん右側の事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書素案に反映する意見に○を付し、どのような内容を答申書にて記載するかを記載しております。

また、いただきましたご意見のうち、事業者等の見解をもちまして、特段、答申書へ記載する必要がないと思われるものについては、「事業者の回答を以って了としたい」または「事務局の見解のとおりとしたい」という記載にしております。

では、ご意見を答申書素案に反映させた項目を順に説明いたします。本日は時間が限られている中となりますので、まことに恐縮ではありますが、委員からのご意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号1のA委員からいただいた、焼却能力の変更に関するご意見です。前回の審査会の中で、事業者から焼却能力を420トンに計画変更したとの説明がありましたが、それに関連しての意見となります。

事業者からは、焼却能力の減少により環境への影響が大きくなる項目については、評価書において予測・評価を見直すという回答でした。

事務局としましては、施設の処理能力の変更による影響を適切に評価書に反映するため、「施設の処理能力などの変更により環境負荷が大きくなる項目がある場合には、評価書において、変更による影響を明らかにするとともに、予測・評価を改めること」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号4のB委員からいただいた、騒音・振動の予測結果の表現に関するご意見です。

事業者からは、騒音・振動レベルの合成値の求め方について、評価書では注釈を付すという回答でした。

事務局としましては、これまでも分かりやすい図書とするよう、意見してきておりましたので、今回も「評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、表現方法を工夫し、分かりやすい図書とすること」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号5・6のC委員・D委員からいただいた、騒音についてのご意見です。

現況ですでに道路交通騒音が環境基準を超過している地点があったことから、お二人の委員からご意見をいただいたところです。

事業者からは現況の騒音が基準超過している要因や、事業による寄与がゼロと予測されている理由を、評価書において補足・説明するという回答でした。

事務局としましては、「資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音について、当該事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、評価書において丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置を徹底すること」という意見を付したいと考えています。

続いて裏面をご覧ください。意見番号8のE委員からいただいた、水質についてのご意見です。事業計画地の地下水に砒素が含まれる可能性が高いことから、地下水の処理方法についてご意見をいただきました。

事業者からは、施工計画段階において適切な処理方法を採用し、適宜排水水質のモニタリングを実施するという回答でした。

事務局としましては、「当該地下水に砒素が含まれる可能性が高いため、事業の実施にあたっては、周辺地下水の状況を悪化させないよう関係機関と十分に協議するとともに、適切な環境保全措置について評価書に示すこと」という意見を付したいと考えています。

続いて、次ページをご覧ください。意見番号13・14のF委員・G委員からいただいた、温室効果ガスについてのご意見です。温室効果ガス削減に向けた取り組み、そして太陽光発電設備導入の説明について、不足しているのではないかとのご指摘でした。

事業者からは、ごみの減量を図ることや、高効率の発電を行うことで、温室効果ガス発生量の削減を図ることや、太陽光発電の増量について検討を行うという回答でした。

事務局としましては、「当該事業において温室効果ガス排出量が現行よりも削減されるという予測結果となっているが、さらなる削減のため、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの積極的な導入に努めること」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号16のG委員からいただいた、緑化についてのご意見です。準備書において、緑化に関する記載がないとのご指摘でした。

事業者からは、「新潟市公共施設緑化ガイドライン」に基づき、対象事業実施区域内で緑化率を25パーセント以上とする計画で、敷地内および外周部に植栽を施し周辺との調和を図るという回答でした。

事務局としましては、「準備書において、緑化に関する記載がないことから、評価書においては緑化計画について示すこと」という意見を付したいと考えています。

続いて、裏面をご覧ください。意見番号17から20は関係課からの意見を整理したものにな

ります。

このうち、意見番号 18 は温室効果ガスに関する意見です。再生可能エネルギー発電設備を最大限導入し、温室効果ガス削減に努めて欲しいとの意見ですが、こちら、先ほどご説明しましたとおり、事務局としましては、「当該事業において温室効果ガス排出量が現行よりも削減されるという予測結果となっているが、さらなる削減のため、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの積極的な導入に努めること」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号 19 は水質に関する意見です。当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いことから、工事により、砒素を含む地下水が対象事業実施区域外へ拡散することが懸念されるとの意見です。

事業者からは、湧出量を抑える工法を選定し、周辺地下水の状況悪化を防止するとの回答でした。

こちら先ほどご説明しましたとおり、事務局としましては、「当該地下水に砒素が含まれる可能性が高いため、事業の実施にあたっては、周辺地下水の状況を悪化させないよう関係機関と十分に協議するとともに、適切な環境保全措置について評価書に示すこと」という意見を付したいと考えています。

以上を踏まえ、作成しました答申書素案を説明いたします。資料 4 をご覧下さい。

答申書素案は総括的事項、個別事項、その他事項の 3 つに分かれております。

「1 総括的事項」は 5 点あります。まず(1)当該事業の事業実施想定区域の周辺には住宅地が存在していることから、周辺の地域住民等に対して、本事業の内容を丁寧に説明するとともに、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等について、適切な情報提供に努めること。

こちらは、住宅地に近接しているという、今回の事業特性を踏まえた意見になります。

続いて(2)当該事業は既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建替えの事業であるが、施設規模が大きくなることから、より一層の環境負荷の回避、低減が図られるよう十分に検討すること。

こちらは、施設の更新により、施設規模が大きくなることを踏まえた意見になります。

続いて(3)は、先ほど資料 2 の No. 1 で説明させていただきました内容になりますので、省略いたします。

続いて(4)当該事業は D B O の方式で実施する方針であり、事業の設計、施工及び運営を民間事業者が行うことから、事業計画の具体化にあたっては、環境影響評価の結果を適切に反映するとともに、環境保全措置の実施を担保する方法を評価書に記載すること。

こちらは新潟市新亀田清掃センター施設整備・運営事業を D B O 方式で実施する方針であ

ることが、10月31日に公表されたことを踏まえまして、追加した意見になります。

DBO方式とは、設計：デザイン、施工：ビルド、運営：オペレートを民間事業者に一括して委ねる方式のことで、近年整備が進められた焼却施設において、全国的にも導入件数が最も多い手法となっております。

続いて(5)事業の実施にあたり、環境の影響に関し新たな事実が判明した場合は、適切な環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて追加の事後調査を実施すること。

こちらは、環境の影響に関して新たな事実が判明した時の対応についての意見になります。続きまして、「2 個別事項」については、先ほど資料にて説明したとおりです。

(1)騒音については資料2のNo. 5、6、(2)水質については資料2のNo. 8、19、(3)温室効果ガスについては資料2のNo. 13、14、18、(4)緑化については資料2のNo. 14、16の内容になります。ここでの個別の再度の説明は、省略させていただきます。

次に「3 その他事項」は2点でございます。(1)は資料2のNo. 4において説明しましたので、省略させていただきます。

続いて(2)記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、評価書の作成にあたっては、内容を十分に精査すること。

こちらは、先に事業者より説明のあったとおり、今回の準備書の中で温室効果ガスの数値等に誤りがあったことから、追加した意見になります。

以上で、答申書素案の説明を終わります。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、ここまでの説明につきまして、ご質問等あればお願いいたします。

(A委員)

私が質問したことに関わることですが、施設の処理能力が少し縮小された、減ったということについて。先ほどの資料1の修正の説明には、そこは入っていないという理解でよろしいですか。

(事業者)

今回の予測評価はすべて459トン、もともとお示した処理能力で計算をしたものとなっております。

(A委員)

答申素案の1の(3)について、今後420トンで数値を再計算するという理解でよろしいですか。

(事業者)

ここについては、処理能力が減ることによって、基本的に環境への影響は小さくなると考えていますが、一部、例えば発電量なども合わせて小さくなりますので、そのような部分で環境への影響が大きくなると考えられるところについては、計算結果を見直します。

(A委員)

それで私は逆を考えていたのですが、420 トンに減ることによって、環境負荷のいい面、CO₂削減量とかも減るわけなので、今のままだと、過剰な数字が出てしまっているのではないのでしょうか。新しくすることによって、459 トンのままの数字であることと、420 トンのものでは効果も減るわけですから、それらに比べてこれだけ良くなったという差が減ると思うのですが、その点いかがですか。

(事業者)

能力が減った分、排ガス量などは減る方向となりますので、先ほどご説明したとおり、環境への影響は減るということになるのですが、特に現段階においてはまず、安全側という考えの中で、459 トンでも環境への影響はないというところは、今回の中でお示しできていると思っておりますので、影響が減るところについて改めて評価書で計算を見直すことは予定しておりません。

(A委員)

色々な面で数値が変わってくると思うので、1つの傾向だけに絞らないで、その影響について見ていただければありがたいなと思いました。

(事業者)

まず各項目について影響が上がるのか、下がるのかというところについては、こちら側で検証したうえで、そこで環境の影響が上がるというところについては、計算を見直すという形での整理を評価書でさせていただきたいと思います。

(会 長)

A委員、いかがでしょうか。今の回答でよろしいでしょうか。

(A委員)

その結果を見てというか、今も分からないところがありながらの質問なので、私も恐縮なのですが、今後またよろしくお願ひしたいと思います。了解しました。

(会 長)

ほか、ございませんか。

(G委員)

緑化につきましても、25 パーセント以上ということがあるのですけれども、ただやはり

これは市民サイドからすると、別に 25 パーセントであるからどうだとかということではなくて、そこがどのような緑のすがたにするのかということが、いちばん大事なことだろうと思います。

ちょうど県が今の庁舎を造る時に、どのような計画するかという中で、県庁に入りますと右側になりますが、そこに大きな植林、森があります。そこには色々な草花を植えております。先ほど事務局に資料をお渡ししましたが、このような緑化計画で。

すると、ただ緑にするということだけでなく、別の新聞だったと思いますけれども、県が草花を植える市民を募っているという記事が載っておりました。

それで、これは花を咲かせる、森を緑にするだけでなく、要するにそこには色々な鳥も来ます。それから色々な生物がやってきます。そういうことも考えた森のあり方というものを考えていただきたい。

ただ 25 パーセント以上にすればいいのだということではなくて、それはあくまでも、行政的に、あるいは役所的に見ればそういうことで十分だろうと思いますけれども、やはり市民がまずそこに集って、そしてその花々を、あるいは木を楽しむと。そしてまた、そこに色々な生物がやってきて、特に小鳥ですけれども、そういうことも考えた、この地域の理解と市民への憩いの場として、そこに新たに設けられると。これは非常に大きな喜びでございます。そういうことをお考えのうえで、この回答は、緑化計画を示すことになってはいますが、今差し上げたようなことにして欲しいということではございませんけれども、ただ緑ということではなくて、緑とはなんだということを考えたうえでの緑化計画をお願いしたいなと、そう思います。ありがとうございました。

(会 長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

まだ事業者は詳細な緑化計画がはっきり決まっていない中ということのお話ではありましたが、今回は評価書に緑化計画を示すことということで意見をつけさせていただきました。

ただ今後、事業者としての考えの整理が必要なところかとは思いますが、その辺を評価書の段階でどこまで記載が可能かというところもございしますが、事業者の見解を後日うかがいたいと思っております。

(G 委員)

ありがとうございます。

(会 長)

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(F委員)

やはりCO₂の削減というのはけっこう重要なポイントになってくるので、施設自体の太陽光パネルの増強ということは、公共施設においては欠かせないものになってきていると思っておりますし、私が委員長を務めさせていただいているCO₂削減の委員会の中でもそれは提言されていると思うので、ぜひそこは評価して、積極的に今後拡充するというような方向と。この施設を造ったことによって削減できる二酸化炭素量というものは、例えばカーボンプライシング、市場が立ち上がったと思いますけども、それにするとだいたいどのくらいの効果があるのかというような数値もできれば提示していただく形にしていただくと、この施設ができてどのくらいのCO₂の削減の実質的な経済効果があるのかというようなことも判断できるような形になってくると思いますので、そういうところも配慮をしていただければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(会 長)

今のCO₂の削減に関するご意見、なにか、事務局からコメントありますでしょうか。

(事務局)

太陽光発電設備の導入、その規模に関しましても、まだ事業者側は検討段階といいますが、計画段階というところがあるとうかがっておりますので、再生可能エネルギーの積極的な導入に努めることということで、今回は意見とさせていただきたいと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等でも結構ですけども、ございませんでしょうか。

(C委員)

すみません。私の質問と意見に関するコメント拝読したのですが、私も形式ばった表現をしまして、ご回答も非常に形式的にいただいています。

それで、私の意見や質問の趣旨なのですが、環境影響評価において、特にこの場合排ガスが出る施設であるということで、文教施設等に影響がどれくらいあるのかという検討を、評価基準濃度に関する規律等での議論はあったと思うのですが、そのあたりは、ちょうど先週行きました東新潟火力発電所では、煙突の高さ3パターン全部影響評価するようなお話が事業者のほうからあったと思うのですが、本件についてはわりとさくっと煙突の高さも話が進んだ気がしました。大量のごみを燃やす施設で、リスク物質もおそらく含まれていると。どれだけ下げてもですね。そうすると、それが育ち盛りの子どもや青少年に影響を与えないのかと、やはりずっと気になっていて、それでもうちちょっと詳しく議論、評価しなくていいのですかという趣旨で、2つほどの質問や意見というもの出したのですけ

れども。具体的には、大気質に関するリスク物質の話と、煙突の高さなどの諸元を事前に決定されている感じですけど、この議論は影響評価委員会でやっていない気がするということで聞いたのですけど。お答えはなんと申しますか、規則にはしっかり従っていますということは、それはそうなのでしょうけど、いいのですかね。

(会 長)

ご意見、コメントに対してなにか事務局のほうからありますでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず大気質の方でひとつお話ししていた件に関しましては、やはり環境への影響を見るという意味合いでは、大気拡散の濃度予測というものが一般的な指標になっている中で、今予測結果を見ましても、特段環境基準、評価基準より低い予測が示されていると。そういった中で、最大濃度着地点とかも予測をしている中で、あえて文教施設を保全対象とするようなリスクの評価というようなところまでは、事業者には特段求める必要はないというふうに考えております。

もう1点、諸元の方のお話になりますけれども、煙突の高さに関しましては、複数案として事業者も配慮書の中で示しており、評価の対象とされていたというふうに思われます。炉の選定あたりも含めての話になるかとは思いますが、やはり事業計画を決定するのは事業者になりますので、その選定の過程がすべて環境影響評価の中で実施されるものというのではないと思われます。ただ、決定された計画が環境への影響が著しく大きくなるような場合は、その諸元に対しても意見をしていくというような制度と思っております。

(C委員)

ありがとうございます。それで影響がないのか気になったままではあるのですけれどもということで、意見を申し上げたということでもあります。制度上、特に事前の影響評価段階で、大きな影響をとまでは行かないというご判断だったということですよ、おそらく。

(事務局)

そのとおりでございます。

(C委員)

はい。承知しました。

(会 長)

ありがとうございました。ほかにご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(H委員)

先ほどお話がありました緑化について、少し私の方でもお話をさせていただきたいと思えます。

25 パーセントということで、これからさまざま計画されると先ほどおうかがいしました。また、G委員から、県庁の森の事例もお話がありました。先ほどのお話のとおり面積だけではなくて、せっかく緑化、生き物等にも配慮ということであれば、これから植物の選定になっていくと思いますが、広葉樹とそれから針葉樹、落葉広葉樹と常緑広葉樹がありますので、さまざまな組み合わせ、また鳥の立場から言いますと、事前調査でも準絶滅危惧種も確認されていますので、渡りの時の休憩地点となる時に、食べ物である木の実がなるような樹種を選ぶなど、緑地、緑化の樹種につきましても多様性が図られるように、この場をお借りしてお願いしたいと思います。

(会 長)

事務局からなにかコメントございますでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今 25 パーセントという数字をもって、事業者側の考えを示していただいているところではあります。他都市の条例などでは緑化の項目に関して、樹木の種類等まで記載を求めているような条例もございます。

新潟市の場合は、緑化という項目自体がないような段階ではありますけれども、事業者側が評価書の中でどこまで記載が可能かというところはあると思いますが、緑化計画については、検討していただきたいと考えております。

(H委員)

よろしくお願いたします。

(会 長)

ほか、いかがでしょうか。

特にご意見もご質問もないようですので、それでは皆さまからいただいたご意見、答申書の素案に反映されているものと考えられますけれども、審査会としての答申は、示されております答申案どおりでよろしいでしょうか。

それでは、答申については案のとおりとしたいと思います。

次に次第3「その他」でございますが、事務局からなにかありますでしょうか。

(事務局)

特段ございません。

(会 長)

ほかに、委員の皆さま、この場でコメント・ご意見等あればお受けいたしますが、なにかございますでしょうか。

(F委員)

ありがとうございました。最近の環境保全の傾向として、いわゆる「ネイチャーポジティブ」というような考え方が反映されるようになってきてまして。生物多様性とCO₂の削減、あと当然、環境の条件というものを同時に解決していくという流れがもう来ているというふうに、私なんかも思っております。

そういう中で、先ほど樹木の構成というお話がありましたけれども、大きな建物を建てる場合にはやはり屋上の緑化をすとか、壁面の緑化をすとか、樹種を検討するとかということが、特に大きな都市の場合は必須の条件になって。例えば芝生をしても緑化は緑化なのですが、芝生というものは緑の砂漠のようなものなので、そういう質が問われるというようなことで、CO₂の削減とか、環境の維持、プラス生物の多様性を同時に解決していくという手法を、ぜひ新潟市のほうも積極的に取っていただければというふうに思っております。

最後のコメントになりますが、よろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日は円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しいたします。

(事務局)

それでは皆さま、長時間にわたるご審議ありがとうございました。事務局より今後の流れについて、簡単に説明をいたします。

素案のほうには修正がなかったという形ですので、本日取りまとめていただいたこの答申について、近日中に会長から市長にご提出という形になります。

その後、年内に市長意見として、事業者へ通知をする予定となっております。

以上で本日の審査会は終了となります。どうもありがとうございました。